

目黒区 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成制度 【助成額一覧表】

令和2年4月版

	補強設計 (約1/3～5/6助成)	改修 (約1/3～5/6助成)	除却・建替え (約1/3助成)
適用期間	令和4年度中に着手	令和4年度中に補強設計に着手	令和4年度中に着手
助成基準単価	1,000㎡以下の部分・・・5,000 円/㎡ 1,000㎡超え2,000㎡以下の部分・・・3,500 円/㎡ 2,000㎡を超える部分・・・2,000 円/㎡	下記以外の場合・・・51,200 円/㎡(56,300円/㎡) マンションの場合・・・50,200 円/㎡(55,200円/㎡) 住宅の場合・・・34,100 円/㎡ 免震工法等の特殊工法の場合・・・83,800 円/㎡ ※()内はIs値0.3未満の場合	下記以外の場合・・・51,200 円/㎡(56,300円/㎡) マンションの場合・・・50,200 円/㎡(55,200円/㎡) 住宅の場合・・・34,100 円/㎡ ※()内はIs値0.3未満の場合
助成額の算定式	別表-(イ)	別表-(ロ)	別表-(ハ)
注意事項	-	耐震診断における総合評点(Is値)が0.3未満の場合は、別表-(ニ)の金額が加算されます。	診断の結果に基づいた改修見積額(耐震改修工事費相当分)をもとに、助成額を決定します。

別表： 助成額の算定式 (「区助成分」は国・都・区の三者で負担し、それぞれ1,000円未満切捨てです。ここでは目安として、合算した助成率を示しています。)

	助成対象事業費	区助成分	国直接補助分
(イ)	《助成対象事業費》は、以下のうち低い方の金額を採用 { A: 延床面積×助成基準単価 } B: 設計費用	300万円以下 《助成対象事業費》×5/6 300万円超え600万円以下 《助成対象事業費》×1/2 + 100万円 600万円超え 《助成対象事業費》×1/3 + 200万円	以下のうち低い方の金額を採用。 ・《助成対象事業費》× $\frac{\text{《区助成分》}}{\text{《助成対象事業費》}} \times 1/4$ 以内 ・《設計費用》×1/6以内
(ロ)	《助成対象事業費》は、以下のうち最も低い金額を採用。 { A : 延床面積×助成基準単価 } { B : 工事費用 } { C : D・E以外 5億1,200万円 } { D : マンション 5億 200万円 } { E : 住宅 3億4,100万円 }	3,600万円以下 《助成対象事業費》×5/6 3,600万円超え7,200万円以下 《助成対象事業費》×1/2 + 1,200万円 7,200万円超え 《助成対象事業費》×1/3 + 2,400万円 5,000㎡超えの部分 《助成対象事業費》×1/6 (面積按分により計算してください)	以下のうち低い方の金額を採用。 ・《助成対象事業費》× $\frac{\text{《区助成分》}}{\text{《助成対象事業費》}} \times 1/10$ 以内 ・《助成対象事業費》×1/15以内
(ハ)	《助成対象事業費》は、以下のうち最も低い金額を採用。 { A : 延床面積×助成基準単価 } { B : 工事費用 } { C : D・E以外 5億1,200万円 } { D : マンション 5億 200万円 } { E : 住宅 3億4,100万円 }	《助成対象事業費》×1/3 5,000㎡超えの部分 《助成対象事業費》×1/6 (面積按分により計算してください)	
(ニ)	《加算の基準額》は、以下のうち低い方の金額を採用。 { A: 改修工事費用 } { B: C・D以外延床面積×76,800円/㎡ } { C: マンション×75,300円/㎡ } { D: 住宅×51,150円/㎡ } (※負の数になる場合は、加算なし。)	-延床面積×56,300円/ C・D以外 -延床面積×55,200円/㎡ C -延床面積×34,100円/㎡ D 《加算の基準額》×17/30 + 2000円 5,000㎡超えの部分 《加算の基準額》×23/60 (面積按分により計算してください)	※加算の区助成分は、(ロ)で算出した区助成分の1/3が限度です。

※マンション とは共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの。

★助成金・補助金の2種類があります。

- ①区助成分: 国や都の補助金を取りまとめて、区から助成金が出ます。従来からの助成制度です。
- ②国直接補助分: ①とは別に、国から直接補助金が出ます。平成25年1月より、新設されました。申請は①と同じく、区で行います。